原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書　新旧対照表

現　行	変更後
福岡県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。	福岡県（以下「甲」という。）、九州電力株式会社（以下「乙」という。）及びキューデンホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第７条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。
１　協定書第２条第５項に規定する平常時の情報提供は、以下により行うものとする。 (1)　環境放射能の測定結果 イ　モニタリングポイント　毎四半期 ロ　サーベイルート　毎半期 ハ　モニタリングポスト　毎月 ニ　環境試料　毎四半期 (2)　発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況 イ　実施計画　毎年度 ロ　実施状況　毎四半期 (3)　その他発電所の保守運営状況 イ　発電実績　毎月 ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量　毎四半期 ハ　核燃料物質の状況 受入・払出状況　その都度 消費状況　毎月 管理状況　毎半期（７月及び１月） ニ　放射線管理の状況　毎四半期、毎半期（５月及び11 月） ホ　放射性廃棄物の管理状況　毎月 ヘ　定期検査の実施計画及びその結果　定期検査の都度 ト　原子炉施設保安規定　変更の都度 チ　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、同法第 43 条の３の８第４項に規定する変更　変更の都度 (4)　原子炉施設を変更しようとするとき。 イ　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、同法第 43 条の３の８第１項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。 (5)　土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。 (6)　新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。 (7)　乙は、前記(1)から(6)の情報提供については、文書をもって行う。	１　協定書第２条第５項に規定する平常時の情報提供は、以下により行うものとする。 (1)　環境放射能の測定結果 イ　モニタリングポイント　毎四半期 ロ　サーベイルート　毎半期 ハ　モニタリングポスト　毎月 ニ　環境試料　毎四半期 (2)　発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況 イ　実施計画　毎年度 ロ　実施状況　毎四半期 (3)　その他発電所の保守運営状況 イ　発電実績　毎月 ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量　毎四半期 ハ　核燃料物質の状況 受入・払出状況　その都度 消費状況　毎月 管理状況　毎半期（７月及び１月） ニ　放射線管理の状況　毎四半期、毎半期（５月及び11 月） ホ　放射性廃棄物の管理状況　毎月 ヘ　定期検査の実施計画及びその結果　定期検査の都度 ト　原子炉施設保安規定　変更の都度 チ　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、同法第 43 条の３の８第４項に規定する変更　変更の都度 (4)　原子炉施設を変更しようとするとき。 イ　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、同法第 43 条の３の８第１項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。 (5)　土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。 (6)　新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。 (7)　乙は、前記(1)から(6)の情報提供については、文書をもって行う。
２　この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。	２　この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ、定めるものとする。

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書　新旧対照表

現　　行	変 更 後
以上のとおり覚書を交換した証として、この証書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。 平成 24 年 ４ 月 ２ 日 平成 25 年 ７ 月 ８ 日　一部変更 令和 元 年 10 月 29 日　一部変更 甲　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県 福岡県知事 乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号 九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員	以上のとおり覚書を交換した証として、この証書３通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。 平成 24 年 ４ 月 ２ 日 平成 25 年 ７ 月 ８ 日　一部変更 令和 元 年 10 月 29 日　一部変更 令和 ８ 年 10 月 30 日　全部変更 甲　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県 福岡県知事 乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号 九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 丙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号 キューデンホールディングス株式会社 代表取締役社長執行役員